

# 第2号議案 定款一部変更の件 補足資料

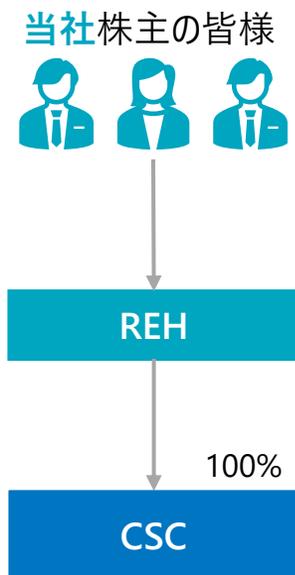
**RESONAC**

2026年2月26日  
株式会社レゾナック・ホールディングス

- 株式会社レゾナック・ホールディングス（以下「当社」または「REH」）は、企業価値向上に向けたポートフォリオ改革の一環で、石油化学事業を営む当社完全子会社であるクラサケミカル株式会社（以下「CSC」）の株式を株主の皆様へ現物配当として分配すること（以下「本スピノフ」）を検討しております\*。
- 本スピノフでは、当社が保有するCSC株式の80%超を、今後決定する配当の基準日において株主の皆様がご所有の当社株式の数に応じて分配（パースャル・スピノフ）いたします。株主の皆様がご所有の当社株式の数には影響せず、株主の皆様は、当社株式に加えて、CSC株式を保有することとなります。
- CSCは今後、東京証券取引所への株式上場を申請し、株主の皆様には、上場したCSC株式を分配させていただく予定です。

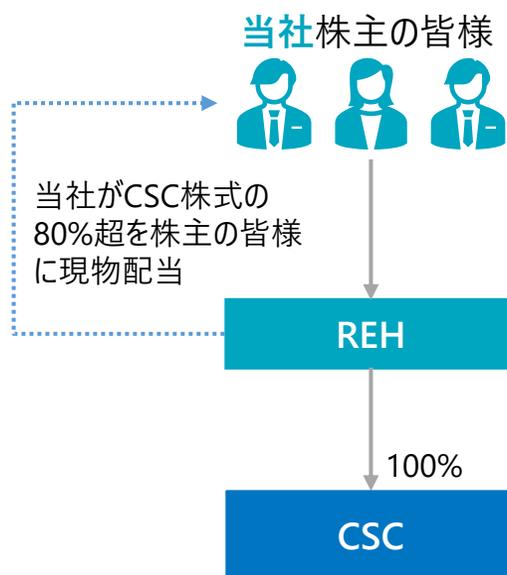
## 本スピノフ前

CSC株式は当社が100%を保有



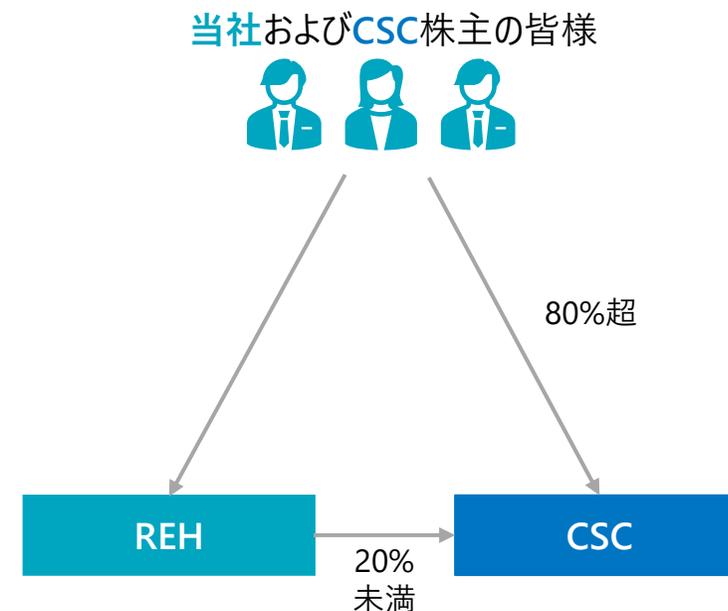
## 本スピノフ

2026年度内を目途に、当社がCSC株式の80%超を株主の皆様へ現物配当



## 本スピノフ後

- 株主の皆様は**当社**および**CSC**の2つの上場銘柄を保有
- 当社はCSC株式の20%未満を引き続き保有



\* 本スピノフの実行は、東京証券取引所からのCSC株式の上場承認の取得その他の関係官庁の承認や認定、許認可等の認定を条件としています。

- 現行の税制において本スピノフを実行した場合、当社に対する譲渡損益課税およびCSC株式の現物配当を受領する株主の皆様に対するみなし配当課税が発生することが見込まれますが、令和8年度の税制改正において、課税要件の見直しが予定されています。
- このため、今回の総会でCSC株式の現物配当をお諮りすることはせず、改正法の施行後に速やかに要件を充足し、その後、今回ご提案申し上げている新たな定款規定に基づき、本スピノフの機動的な決定・実行を目指してまいります。

## パーシャルスピノフ税制概要



(注)本資料における税務に関する記載は、関係官庁の公表資料等に基づく一般的な説明にとどまるものであり、個々の株主の皆様には適用される税務上の取扱いを保証するものではありません。具体的な税務上の取扱いについては、税理士等の専門家にご相談ください。

出所：経済産業省「令和8年度 経済産業関係 税制改正について」（令和7年12月）を参考に当社作成。

- 本スピノフを実行するに当たっては、関係官庁の承認や東京証券取引所による上場承認等複数の手続きを経る必要があります。ただし、これらの手続きに関連する主要な法令である産業競争力強化法および租税特別措置法等については、今後改正が予定されており、当該改正については、2026年2月上旬時点では全容が明らかではなく、本定時株主総会において、株主の皆様の本スピノフに関する提案をすることが困難な状況です。
- 改正法施行後の産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定取得および東京証券取引所によるCSC株式の上場承認を得る見通しが立った後、迅速に本スピノフ実行に関する決議を行うことが、当社株主の皆様利益最大化に繋がると考えております。従いまして、意思決定の機動性を高める観点から、本スピノフ実行に伴うCSC株式の現物配当決議を取締役会で実施させていただきたいと考えております。
- そこで、「剰余金の配当を取締役会で定めることができる」旨を定款で定めるよう、定款の一部変更をご提案するものです。
- なお、今回ご提案の定款変更による剰余金配当に係る取締役会への授權については、本スピノフに伴うCSC株式の現物配当にのみ適用されるものであり、通常の剰余金配当に関する株主総会の権限を制限するものではありません。

(注)本資料は当社第117回定時株主総会における株主様の議決権行使に関して、ご参考としてご提供するものです。第2号議案の内容については、当社ウェブサイト掲載の株主総会資料(株主総会参考書類)をご覧ください。

以上